

(公印省略)

こ未来 第 1811 号  
令和 2 年 3 月 5 日

各市町村児童福祉主管課長 殿

大分県福祉保健部こども未来課長

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ運営にかかる  
教育委員会等との連携について(通知)

放課後児童クラブを含む子どもの居場所確保については、令和2年3月2日付け厚生労働省及び文部科学省の事務連絡を受け、令和2年3月3日に各市町村に通知したところです。

現在、各市町村において、児童福祉所管部局と教育部局が連携し、子どもの居場所確保にご尽力いただいているところですが、上記事務連絡については、県教育委員会から各市町村教育委員会にも通知されており、「子どもの居場所確保に向けた人的体制確保」、「学校の教室等の活用」について、実情に応じて下記の協力が可能です。

各市町村におかれましては、教育部局との十分な連携により、放課後児童クラブでの感染予防対策に一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、この件につきましては県教育庁義務教育課と確認済みであることを申し添えます。

記

各市町村の児童福祉所管課及び放課後児童クラブから、各市町村教育委員会及び小学校等に対し、臨時休業に伴う放課後児童クラブの運営に関する協力要請があった場合は、学校現場の実情に応じて以下のような協力が可能である。

- 1 学校施設等の利用
- 2 市町村教育部局雇用職員等の派遣や、教職員への職務命令等による人的体制の確保

〈担当・連絡先〉 こども未来課 大久保、田原電話 097-506-2711、2712